

放課後等デイサービス事業利用料金表

(令和3年4月1日現在)

1. 利用料金

ご利用にあたり、厚生労働大臣が定める基準に基づきご利用1日につき、下記の利用料金をご負担いただきます。また、利用料の当月合計金額が、市町村が決定する利用負担上限月額を超える場合、利用負担上限月額を超えての徴収は行いません。

<基本料金> ※利用定員10人の場合

利用日	放 課 後	長期休暇（代休日等）
料 金	604円	721円

<各種加算>

児童指導員等加配加算	123円	常時見守りが必要な就学時等への支援等のため、給付費の算定に必要な員数に加え、児童指導員等を配置した場合に算定します。
福祉専門職員配置等加算 (Ⅰ)	15円	指導員として常勤で配置されている従業者数のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が35%以上である場合に算定します。
福祉専門職員配置等加算 (Ⅱ)	10円	指導員として常勤で配置されている従業者数のうち、社会福祉士又は介護福祉士であるものの割合が25%以上である場合に算定します。
欠席時対応加算(Ⅰ)	94円	あらかじめ利用を予定していた日に、急病及びその他の理由等によりその利用を中止した場合(1ヶ月に4回を限度に)算定します。
欠席時対応加算(Ⅱ)	94円	急病等により、極端な短時間(30分以下)のサービス提供となった場合に算定します。
延長支援加算(1時間未満)	61円	長期休暇時(代休日等)の営業時間以外の時間帯(8時~9時及び17時以降)に利用した場合にその延長した合計の時間数により算定します。
延長支援加算(2時間未満)	92円	
延長支援加算(2時間以上)	123円	
送迎加算	54円	事業所の所有する車で、学校から事業所までの間の送迎を行った場合に算定します。
事業所内相談支援加算(Ⅰ) 個別	100円	障害児の支援について、保護者に対して個別に相談支援を行った場合に算定します。(月1回のみ)
事業所内相談支援加算(Ⅱ) グループ	80円	障害児の支援について、保護者に対してグループで相談支援を行った場合に算定します。(月1回のみ)
関係機関連携加算(Ⅰ)	200円	障害児が通う学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1月につき1回を限度として算定します。

個別サポート加算（Ⅰ）	100円	ケアニーズの高い、一定の要件に該当する児童へ支援した場合に算定します。
個別サポート加算（Ⅱ）	125円	虐待等の要保護児童等に支援した場合に算定します。
利用者負担上限額管理加算	150円	保護者より依頼を受けて、複数の事業所を利用する利用者の利用負担額の合計額の管理を行った場合に算定します（1ヶ月につき）。
福祉・介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）	（基本料金＋各種加算） ×8.4%	都道府県に届け出を行ったうえで福祉・介護職員の賃金の改善等を行っている場合に算定します。
福祉・介護職員等 特定処遇改善加算	×1.3%	

2. サービス対象外の利用料金

下記の項目は、給付費対象外のサービスとなりますので、利用日毎に実費負担分として算定し、各自ご負担いただきます。

項 目	利 用 料 金	備 考
おやつ代	100円	提供させていただいた場合のみ、お支払いいただきます。
延長サービス費 (放課後のみ)	200円	放課後の利用の際に保護者のお迎えが18時以降になった場合に算定します。ただし、ご利用は18時30分までとします。ご協力をお願いいたします。
オムツ等	50円	提供させていただいた場合のみ、お支払いいただきます。
マ ス ク	50円	提供させていただいた場合のみ、お支払いいただきます。
ナプキン等	50円	提供させていただいた場合のみ、お支払いいただきます。
キャンセル料	200円	利用予定日当日または前日以降に利用のキャンセル・変更の申し出をされた場合に算定します。ただし、健康上(病気など)やむを得ない場合はいただきません。申し出なく、無断で休んだ場合はお支払いいただきます。 なお、欠席時対応加算を算定した場合は算定しません。